

## 評議員・理事等の報酬及び旅費等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人城山楽寿会定款第5条に規定する評議員、定款第15条に規定する理事・監事及び定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の委員並びに苦情解決に関する実施要綱に規定する第三者委員（以下「役員」という。）の報酬及び旅費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 役員及び委員が評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会に出席したとき、及び第三者委員会の委員が（以下「会議」という。）に出席したときは、次のとおり報酬を支給する。

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| （1）評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会に出席したとき | 5000円 |
| （2）第三者委員会に出席したとき                | 5000円 |

### (交通費)

第3条 役員が前条の会議に出席したときは、交通費を支給する。

### (旅費)

第4条 役員が法人の依頼により旅行したときは、旅費を支給する。

### (旅行の依頼)

第5条 役員の旅行の依頼は、理事長が行う。

### (準用)

第6条 この規程に定めるもののほか、第3条に定める交通費及び第4条に定める旅費の支給に関し必要な事項は、社会福祉法人城山楽寿会 職員旅費規程を準用する。

### (その他)

第7条 この規程を改正、改廃するときは、評議員会の議決を経るものとする。

## 附 則

- この規程は、平成29年1月1日から適用する。
- 次に掲げる規程は、平成28年12月31日付で廃止する。

社会福祉法人城山楽寿会 理事等旅費規程